

社会保険審査官

1. 概要

社会保険審査官は、「社会保険審査官及び社会保険審査会法」に基づき設置され、厚生労働大臣から任命された独立した機関（全国78名）として、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金法等に基づき、厚生労働大臣、日本年金機構、全国健康保険協会等が決定した処分に対する審査請求の事件について、審理を行っています。

- ・被保険者資格に関する処分決定に係る不服申立の審査請求の審理
- ・標準報酬に関する処分決定に係る不服申立の審査請求の審理
- ・保険給付に関する処分決定に係る不服申立の審査請求の審理
- ・国民年金の保険料に関する処分、その他国民年金法の規定による徴収金に関する処分決定に係る不服申立の審査請求の審理

2. 実績

（1）審査請求取扱状況 （単位：件）

受付（※）	1,094
取下（受付後に審査請求人から取下申出があった件数）	51
移送（受付後に管轄外であることが判明し管轄する審査官へ送付した件数）	21
決定（審査官が決定した件数。内訳は「決定状況」のとおり）	723

（※）受付件数のうち、前年度からの繰り越し分は327件です。

（2）決定状況 （単位：件）

	容 認	棄 却	却 下	計
健 康 保 険	6	102	2	110
船 員 保 険	0	0	0	0
厚 生 年 金	3	319	13	335
国 民 年 金	5	262	11	278
合 計	14	683	26	723